

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧復水ポンプ(B)反軸継手側水平方向振動計において、不良(元電源が同じ他計器の電源ランプが点灯しているにもかかわらず、当該計器の電源ランプのみ消灯状態)が認められたため、当該原因を調査。	GIII	
2	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(B)潤滑水弁点検において、潤滑水止め弁及び潤滑水バイパス弁のシート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	3号機	原子炉建屋大物搬入口扉点検における開放前の放射性物質による汚染確認測定において、扉ギアボックス上面(原子炉建屋内)の一部に汚染(セシウム134及びセシウム137、9.9Bq/cm <sup>2</sup> )が認められたため、当該扉を除染し、検出限界値未満とした。なお、当該汚染は福島第一原子力発電所の事故に由来するものと推定。	対象外	
4	4号機	非常用ディーゼル発電設備(B)清水冷却器排水弁において、弁の開固着(開操作時、中間開度で動かなくなった)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	